

令和4年度原子力規制委員会
第66回会議議事録

令和5年1月25日（水）

原子力規制委員会

令和4年度 原子力規制委員会 第66回会議

令和5年1月25日

10:30～11:45

原子力規制委員会庁舎 会議室A

議事次第

- 議題1：日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可（発電用原子炉施設の変更）－有毒ガス防護に係る規制を踏まえた変更－
- 議題2：原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針の改正
- 議題3：原子力規制委員会第2期中期目標の改正（2回目）
- 議題4：東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析に係る中間取りまとめ（2023年版）
- 議題5：ALPS処理水の海洋放出に関するIAEA規制レビュー会合（第2回）の概要

○山中委員長

それでは、これより第66回原子力規制委員会を開催します。

最初の議題は「日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可（発電用原子炉施設の変更）－有毒ガス防護に係る規制を踏まえた変更－」です。

説明は、実用炉審査部門の天野調査官からお願いいたします。

○天野原子力規制部審査グループ実用炉審査部門安全管理調査官

実用炉審査部門の天野でございます。

それでは、資料1に基づいて御説明をさせていただきます。

本件は、有毒ガス防護に係るバックフィットを踏まえた東海第二発電所の設置変更許可について、昨年12月14日の原子力規制委員会において審査の結果の案を取りまとめていただきましたが、本日は原子力委員会及び経済産業大臣からの意見聴取の結果を踏まえ、審査の結果の取りまとめと処分の決定について、お諮りするものです。

「3. 原子力委員会への意見聴取の結果」については「平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められるとする原子力規制委員会の判断は妥当である」との答申がございました。

「4. 経済産業大臣への意見聴取の結果」については「許可することに異存はない」との回答がありました。

「5. 審査の結果」についてですが、通しの7ページからの別紙3のとおり審査の結果として取りまとめることについて、御決定をお願いいたします。

通し2ページの6. ですが、以上を踏まえまして、通しの27ページの別紙4のとおり許可することについて、御決定をお願いいたします。

御説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○山中委員長

本件について、質問、コメントはございますでしょうか。よろしいですか。既に技術的な議論は昨年させていただきましたので、よろしいかと思いますが。

それでは、原子力委員会及び経済産業大臣ともに異存ないということですので、日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可について、別紙3のとおり審査結果を決定し、別紙4のとおり発電用原子炉設置変更許可を決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○山中委員長

ありがとうございます。

それでは、そのとおり決定いたしたいと思えます。

以上で議題1を終了いたします。

それでは、次の議題は「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針の改正」です。

説明は、総務課の黒川課長からお願いいたします。

○黒川長官官房総務課長

総務課長の黒川です。資料2を御説明いたします。

「趣旨」とありますように、原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針、これの改正を諮るものであります。この透明性確保方針は原子力規制委員会設立の初日にできたものでありまして、基本的には事業者との間の面談を公開するといったようなことが書かれている規程でございます。

「経緯」ですけれども、高経年化の関係について、原子力規制庁と資源エネルギー庁の間で面談がありまして、その透明性の確保について、昨年末の原子力規制委員会で議論になりまして、ノーリターンルール対象組織との面談、この議事要旨は公開しようという方針になりましたので、その旨の改正を提案するというものでございます。

改正の中身はまた御説明しますけれども、委員又は職員とノーリターンルール対象組織との面談について、不開示情報を除いて日程・参加者、議事要旨、資料を公開するというものでございます。改正案の中身はまた追って説明します。

次に、2ページですけれども「施行」とありますが、決定いただきましたら、改正の決定日、本日決定されましたら本日から施行します。

「なお」とありますけれども、昨年 of 年末に議論いただいたときから、そのときは既にもう事実上始めましょうということで、既に事実上、議事要旨を公開するという取組は始められています。今回、そのルールを改めて定めるということであります。

規定の中身の方を御説明いたしますけれども、通しの6ページ目までは形式的なハネの修正みたいな部分でありまして、本体は7ページからでございます。7ページのところ、新旧の左側に新しく入れたものですけれども「ノーリターンルール対象組織等との面談」というところがございます。

基本的には事業者との面談とほぼ共通の中身が書いてありまして、委員、職員が面談するときは事前に面会予約をし、やむを得ない場合を除いて、基本的には2人以上で対応するということ。あとは、面談の内容は公開するというところでございます。儀礼上の挨拶の扱いなども書いてございます。基本的に事業者のものと共通です。

次の8ページ「(2) 文書の管理」のところでございます。この部分は事業者の場合と変わってございます。

まず、事業者の方をどう書いてあるか確認するために、6ページを御覧いただきまして、6ページの左側真ん中辺りに「(2) 文書の伝達」というのがあるかと思います。これは事業者との関係ですけれども、面談を実施せずに文書の伝達で実質的に面談に相当する行為が行われないように、そういうものは禁止しております。

ただ、一方で、役所の間ですと、文書による意見交換というのは、多々いろいろな、軽いものからいろいろなものがありますので、禁止というのはなかなか厳しいということがありまして、8ページに進んでいただきまして、8ページの一番上「(2) 文書の管理」

ですけれども、面談を実施せずに文書の伝達で情報交換する場合であっても、意思決定過程や事業の合理的な跡付け、検証に必要なものを公文書管理法にのっとり適切に作成して管理するということが書かれております。

その下の「(3) 適用の除外」のところ、これは事業者のものと同じでございまして、研究職の職員が学会などに行った場合は、議事要旨を作らずに自由に意見交換できるということでございます。

次、その下、別表1とありますけれども、これがノーリターンルール対象組織というものをリストアップしたものであります。三つ、まず、経済産業省でありますけれども、経済産業省は、いろいろ何か書いてありますけれども、基本的にはエネ庁（資源エネルギー庁）の長官以下の幹部と、あとはエネ庁の官房総務課、あとは電力・ガス事業部が対象になっております。

次に、9ページの文科省（文部科学省）ですけれども、文科省については、文科省の原子力の推進部局ということで、研究開発局の開発企画課、あと、原子力課などが対象になっています。

内閣府については、原子力委員会の事務局でありまして、原子力委員会の委員と、あとはその事務局が対象になっているということでございます。

9ページの別表2の⑥というのを追加してございまして、①から⑤まで今はありまして、これがどういうものを公開するかが書いてある規定ですけれども、⑥というのを追加しまして、委員又は職員とノーリターンルール対象組織等との面談について、日程・参加者、議事要旨、資料を公開するということでございます。

10ページに行きまして、10ページに注6というのがございます。ここで「委員又は職員とノーリターンルール対象組織等との面談」というものを定義しております。これは基本的に事業者とのものと同じようなことが書いてありますけれども、まず、内容が原子力規制委員会の所掌事務に関連するものということで、仕事の中身ではない雑談みたいなものは入らないということでございます。

あとは、会議室等で議論の一方当事者が委員・職員、もう一方当事者がノーリターンルール対象組織である形態と書いてございまして、これは「面談」でございまして、お互いが一方当事者同士として「面」して「談」という定義になってございまして、例えば、何十人も参加者がいる会議に、お互いワン・オブ・ゼムでエネ庁と原子力規制庁がいるというものは対象にならない。これは事業者との関係でも共通でありまして、基本的に一方当事者同士として「面」して「談」というものが対象になっているということでございます。

改正する中身は以上なのでございますけれども、不開示情報の点で重要なところがありますので、御紹介したいと思います。

通しの15ページに進んでいただきまして、今回、これは改正しない部分なのでございますけれども、15ページ、これは現行の規定なのでございますけれども、表の下の注1で不開示情報に該当す

る情報は非公開とすると書いてございます。この部分は改正しない。共通なのでですけども、重要な部分がありますので、御説明しておきたいと思えます。

対事業者の不開示情報については、今までほぼ個人情報と核セキュリティ関係の情報に限定されてきました。

一方で、対行政機関となりますと、意思形成過程情報というのは不開示情報の場合が出てまいります。これは情報公開法上の定義でいいますと、二つの要件の掛け算になってまして、一つは、行政機関相互の協議・審議・検討、これは当然当たるものなのでですけども、もう一つの方がポイントでありまして、公にすることにより率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、又は不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるというものは不開示情報になっています。

これは非常に重要な概念でありまして、行政機関同士は、非公開を前提として様々な情報交換をする場面があるということでございます。そうしないと、必要な情報が得られなくなる場合もありまして、公開を旨とする原子力規制委員会といえども、必要な部分と考えております。

ただ、それに当たるかどうかの判断は非常に難しいところがございまして、典型例として、公表前の政府方針について、事前に非公開前提で情報提供を受けるというケースがあるかと思えます。今回の運転期間延長は正にそのタイプでございまして、運転期間延長が政府として正式に検討課題になる前に、エネ庁から情報提供を受けています。それは7月、8月の段階だったわけですけども、恐らくその段階では不当に国民に混乱を生じさせるおそれがあるということで、不開示情報だったのだらうと思えます。

一方で、12月まで公開を今回はしてなくて、そういう点を今回改善しようということになりますと、論理必然的に、7月、8月と12月の間のどこかのタイミングで過去分を遡って公開するという判断が必要だったということになります。

こういう判断は、案件にもよりますけれども、担当課が独力でできるレベルは超えていると思ひまして、今回の透明性確保の方針は、難しい案件になればなるほど、ルールを作ったから、あとは担当課に守ってくださいねという話ではなくて、正に指定職以上のマネジメント層が、個別具体の事案に即してどのタイミングでどこまでのものを公開するか、そういう判断を積み重ねていくということが核心となるものだと思ひています。

情報公開は原子力規制委員会の組織理念の中核でありますけれども、その一方で、不開示情報まで公開しようとする、必要な情報が得られなくなるという要素もありますので、そのバランスを的確に意思決定していくということかと思ひます。

もう一つ、このルールがあるから嫌々守るような、そのような意識では担当者の方も情報公開の責任を果たせないと思ひます。情報公開は原子力規制委員会にとって組織理念の中核でありますので、身を守る武器でもあると思ひます。そういう意識が職員に浸透するということが大事なのだと思ひています。

繰り返しになりますけれども、まとめますと、今回、ルールの改正を提案いたしました。

ルールを作ることは非常に大事だと思います。しかし、このルールが真に価値を持つには、ルールの運用に当たって二つの努力を不断に積み重ねることが必要になると思います。

一つは、指定職以上のマネジメント層が、難しい案件、重要な案件について、不開示情報の範囲を的確に判断していくこと。特にタイミングによって不開示から開示に移り変わっていくものがありますので、そこが非常に難しくなるかと思っています。

もう一点が、ルールを嫌々守るのではなくて、情報公開は進んですべきものだと、そういう意識が職員の側にも浸透すること。

その二つが成り立って、初めてこのルール改正が価値を持つと考えています。

説明は以上です。

○山中委員長

透明性のためのルール改正を提案いただいたのですけれども、御質問、御意見はございますか。

○田中委員

今説明があったところ、特にノーリターンルール対象組織等との面談というものまで含めたということとはよく理解しました。適切なことかと思っています。

一つ教えてください。ノーリターンルール対象組織等というのは、先ほどの表に書いているところがございますね。ということは、これらの政府機関が認可した団体というのはこれには含まれるのでしょうか。

○黒川長官官房総務課長

総務課長の黒川です。

それはこの定義上は当たりません。ただ、結局、それがどこかということでありまして、例えば、JAEA（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）であれば、そもそも被規制者の定義に当たるでしょうし、どの団体であるかによって、今度は被規制者等の方の定義に当たってくるケースはあろうかと思っています。

○山中委員長

そのほかはいかがでしょう。

○伴委員

最後に黒川課長が説明してくれたところが非常に重要だと思って、ルールを定めることは必要だし、そうすべきではないかと私も提案したのですけれども、どうしてもやはりグレーゾーンが出てくる。このルールというのは、これで決して十分なはずはなくて、言ってみれば、必要最低限の線を決めたということなのだと思います。

やはりそれは、この運用に当たって、公開できるものは公開するのが原則なのだという、そここのところを組織全体で理解しておくことが必要ですし、そういう原則にのっとって運用していく。それが本当に前提として重要だと思います。

○山中委員長

そのほかはいかがですか。

○杉山委員

グレーゾーンの判断ですけれども、何かのちかつとした境目を何か決めておくということも難しい。やはりその都度、ある職以上のスタッフで検討してということを用いた上で、改善を続けていくしかないのだろうなと思っております。ですから、今、ルールを定めるという定め方については、私は今回のこの案で了承しております。やはり運用でこれからはブラッシュアップを続けるのだなと考えております。

○石渡委員

私も、このルールを定めるというのは大事ですけれども、それ以上に、黒川課長がおっしゃったような心構え、このところをみんなが持つということが大事だと思います。

その上で、一つ文言で質問なのですけれども、8ページの「(2) 文書の管理」という一番上の文章なのですけれども、この2行目に「意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要なものについては」とあるのですけれども、この「跡付け」という言葉にちょっと引っかかるのですけれども、これは「跡」という字が「追跡」とか、そういう「跡」という字になっているのですが、意味は分かるのですけれども、これがもし「後」という字を使うと、「後づけ」というと別の意味になってしまいますよね。この「跡付け」という言葉は、これはこういう法律の言葉としてよく使われるものなのかどうかということ。

先般のいろいろな審査・検査の中で「トレーサビリティ」というようなことが言われていたわけで、この「跡付け」というのは、多分、このトレースということだと思うのです。ですから、差し支えなければ「トレース」という言葉にした方が分かりやすいように私は思うのですけれども、そのところはいかがですか。

○黒川長官官房総務課長

総務課長の黒川です。

「意思決定過程や」の部分から「意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証」というそのままのワードとして、その後に公文書管理法とありますけれども、法律だったか、法律に基づいて作られたガイドラインだったかは忘れちゃったけれども、そこでぴったりその文字で、政府としてそういった意思決定過程とか、何とかかんとかの検証に必要なものは文書を作りましょうというルールとして定義されている用語ではございません。ただ、それをどう書くかはまたいろいろな書き方があるかと思っておりますけれども、公文書管理のルールとして定義されているワードではございます。

○石渡委員

分かりました。そうすると、別の法律の言葉をそのままここへ持ってきていると、そういう理解でいいわけですね。

○黒川長官官房総務課長

はい。そういうことでございます。

○石渡委員

なるほど。

○山中委員長

そのほかはいかがでしょう。よろしいですか。

私もこれで最低限の透明性に関するルール、これまで欠けていたところを補っていたと思っています。課長が述べられたように、やはりこれはマネジメント層と現場の職員の意識の問題、あるいはマネジメントの問題は非常に大きいかと思えますし、非常に難しいのは、いつの時点で非公開で、いつの時点で公開せねばならぬものなのか。ずっと放っておいて、非公開のままでもいいのかという、その辺りは何かマネジメント層に対して、このようにすべきだとか、あのようにはすべきだとかという何かありますか。

○黒川長官官房総務課長

多分、難しい案件は限られます。いろいろ過去の事例を並べてみましたが、本当に年1回とか限られますので、そういうものがあつたタイミングでこれはどうするかというのを意思決定するというのをしていけば、かつ、重要で難しい案件は必ず上の方まで上がりますので、そこでこれはどうするのだというのを決めていくというのが大事かなと思います。

○山中委員長

その辺り、長官、いかがですか。

○片山長官

ゼネラルなルールというのはやや作りようがないと思いますので、一つ一つ個別に判断をしていくというのが大事だと思います。

○山中委員長

当然、この中身についても、運用して何か不具合が出てきたら、その都度やはり直していくことが必要だろうと思いますけれども、そのような意識でよろしいですか。

○黒川長官官房総務課長

おっしゃるとおりでありますし、運用もある程度ばらつきが出ないように冒頭はいろいろ工夫して、このようにやりましようみたいなものは中でも工夫していきたいと思います。

○山中委員長

そのほかはいかがでしょう。よろしいですか。

それでは、別紙のとおり、原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針の改正を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山中委員長

ありがとうございます。

それでは、そのとおり決定いたしたいと思います。

これで議題2を終了いたします。

それでは、次の議題です。次の議題は「原子力規制委員会第2期中期目標の改正(2回

目)」です。

説明は、吉野政策立案参事官からお願いいたします。

○吉野長官官房政策立案参事官

政策立案参事官の吉野です。

中期目標については、前回1月18日に御議論いただきましたが、その中で何点か御指摘を頂きましたので、今回、3か所を修正いたしまして、もう一度お諮りするものでございます。

資料の16ページを御覧ください。16ページには、山中委員長から、今、先ほど黒川課長から説明のありました透明性確保の取組をきちんと中期目標にも明確に位置付けるようにという御指示を頂いたものでございます。

年末にこの件について委員の中で討議をしていただいておりますので、そういったものも踏まえまして、そこの二重丸(◎)にありますように項目を追加してございます。読み上げます。

「被規制者や原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織との関係において、原子力規制委員会の運営の透明性を向上することにより、意思決定の独立性、中立性を示す。」これを新規で追加したいと考えております。

また、17ページの方でございますが、伴委員の方から18日に組織のインクルーシブネスをきちんと位置付けた方がいいのではないかとということで御意見を頂いております。そこで、17ページにあります◎の項目を追加してございます。

「多様な経験や属性等を有する職員が、それぞれの能力を最大限に発揮して活躍できる良好な職場環境の創出に努める」ということで、女性ですとか、介護が必要な親族を抱えていらっしゃる方とか、また、いろいろな背景をお持ちの方がそれぞれの能力を最大限に発揮できるように、勤務の面でございますとか、コミュニケーションを密にとるとか、そういったことで働きやすい職場環境を作っていくというような取組をこの中で行っていくことを考えております。

また、20ページになりますが、3Sのインターフェースについて、もう一度書きぶりを検討することになってございました。◎のところを書き直してございます。

「原子力安全、核セキュリティ及び保障措置は、それぞれの対策が相互に影響する場合があることから、互いの業務に係る情報の共有や調整に係るルール及びその運用を継続的に改善する。」

前回、これは裸で「ルール」となっていたので、こういった取組をするのかというのが余り具体的でなかった、ないという御指摘を頂いていたところでございます。そこを改善しておりますのと、「相互に干渉する」という言葉が元々の案でございましたが、相互にマイナスの影響を及ぼすときと相互にプラスの影響を及ぼすときと、両方あるということで、もう少し中立的な言葉になるように改善をしたものでございます。

事務局の案としては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○山中委員長

以上ですか。

○吉野長官官房政策立案参事官

事務局からの説明は以上です。

○山中委員長

それでは、御質問、御意見等はございますか。

どうぞ。

○田中委員

説明がありました。原子力安全とセキュリティを保障するインターフェースに関しては「3. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施」のところに集中して書くということだと思いますし、また、戦略についても、3に書かれていますように、それぞれの対策の相互の影響というのは、プラスの場合とマイナスの場合がありますから、まずは情報の共有が大切でありまして、それを基に調整に係るルールや運用を継続的に改善するというものであって、戦略としてはこういうことだと思います。

以上です。

○山中委員長

そのほか、御意見はございますか。

○伴委員

先日のコメントをきちんと反映していただいたと思います。17ページの私が指摘したところについても、現状、できる範囲でどういうことを目指すのかというのは明確になったと思いますので、これでよろしいかと思います。

○山中委員長

そのほかはいかがでしょうか。

私の方からは、まず、16ページにあるように、独立性、透明性について、原子力規制委員会としてのありようというのをきちんと書いていただいた方がいいと。透明性について、原子力規制庁のルール改正というのをきちんとやっていただいたわけですが、改めて透明性を確保することによる意思決定の独立性、中立性を示すという文言を中期目標に付け加えていただいたということです。ここはこれで結構かと思いますが、更に、気になったのは「インターフェース」ということが非常に多く出てきて、その意味というのをもう少しはっきりした方がいいということで、幾つか文言を付け加えていただいたということで、分かりやすくなったかなと思います。

インターフェースというのは、相互に影響する。その影響というのは悪影響ばかりではなくて、相互にいい影響を及ぼすケースもありますので、情報共有をきちんとしていただくということが大切であるということも盛り込んでいただきましたので、これで結構かと思っています。

そのほかの委員はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山中委員長

ありがとうございます。

どうぞ。

○石渡委員

前に比べればよくなったと思うのですけれども、一つ、先ほどのこの前の議題でもありましたけれども、規則を決めて、それでもって組織の規範を高めていくというのは大事なことはありますけれども、それだけではなかなかひとつひとつの課題に対応するときに不十分であって、やはりその場、その場でのマネジメントとか、ガバナンスとかいうものを強化していく必要が私はあると思うのです。

それがはっきりした言葉として書かれていないというのが非常に気になる場所なのですが、ただ、どこにそれを入れればいいのかというのはなかなかすぐには思いつかないというところもございますので、そういうものを含んだ形で、今回、こういう改定がなされたと私としては理解したいと思います。

以上です。

○山中委員長

ありがとうございます。

今回、新たに付け加えていただいた部分の趣旨としては、透明性を確保することがマネジメント、あるいはガバナンスの強化に資するという意図も含むと私自身も解釈しておりますので、文言としてはこれで十分かなと思います。

そのほか、委員の方からいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山中委員長

それでは、提案どおり決定いたしたいと思います。

これで議題3を終了いたします。

次の議題は「東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析に係る中間取りまとめ(2023年版)」です。

説明は、安井原子力規制特別国際交渉官からお願いいたします。

○安井長官官房原子力規制特別国際交渉官

交渉官の安井でございます。

お手元に資料4でお配りをしてございますが、これは2019年から福島第一の事故調査を再開いたしまして、それで、2021年3月に1回出した後、コロナがございましたものから、出張になかなか行けないというのもありまして、1回飛ばしになっておりまして、これが再開後の2回目という中間取りまとめになります。

「中間取りまとめ」という言葉が続くと、どれだか分からなくなるといけないので、これから何年版というのをつけてアイデンティファイしやすいようにしようという趣旨で

ざいます。

本日の趣旨は、今からざっくりと内容を御説明しますけれども、これについて科学的・技術的御意見をいろいろな方からもらおうということについての御了承を頂きたいというものでございます。

それで、資料はいろいろついてございますけれども、この本体、別紙になっておりますが、の方でざっと御説明をしたいと思えます。

ページは通し番号の15からスタートしたいと思えます。

今回は大きく固まりが三つございまして、一つ目は、セシウムの移動のパターンをできるだけ理解したいというのが一つ目の固まりでございまして、それが第一章になってございまして。

切り口の一つ目は、SGTS（非常用ガス処理系）配管、ベントした1・2号の配管系は、ベントしたメインラインよりも、その枝管、あるいは2号機に戻っている先とか、そちらの方が線量率が高い、汚染度が高いと。それはなぜだと、こういうのが前回からの宿題のようになってございまして、いろいろシミュレーションしてトライした結果、境界条件の設定がベースなのですけれども、結果的にはやはり水蒸気の凝縮と、そして、凝縮した水、当然、それは放射性の水なのですけれども、それがどこに移動していくかを考えれば、現在の汚染状況がかなりよく理解できるという結論に至ったというのが一つでございまして。

二つ目が、前回の報告の中で3号及び2号のシールドプラグ、30PBqとか、もちろん倍・半分の誤差はあるのですけれども、数十PBqレベルのセシウム137が付着している可能性が高いという報告をさせていただきましたが、今回のクールでは、まず第一に、どうやってそこまでセシウムが来たのだと、そのルートは何だというのが一つ。

もう一つは、前回は一番上のプラグの下に一様についているという仮定だったのですけれども、もっと内部の分布、微細構造が分からないのかという、この二つを基にメインに議論を進めてまいりました。

通し番号でいくと19ページの原子炉ウエルの絵を見ていただきたいのですが、非常に典型的なことには、東京電力がシールドプラグの下、トップヘッドフランジの上の原子炉ウエルの放射線量率を調べておりますが、フランジ部分で530mSv/h、シールドプラグに近いところでは75mSvとか、100mSvとか、いわば予想されたよりも非常に低かった。低いにもかかわらず、このシールドプラグの上1.5mぐらいで100mSv以上ありますので、やはりこのシールドプラグの内部のどこかに汚染がなければ説明がつかない。

では、どうやって到達したのだということなのですけれども、通し番号19ページの図4にA、B、Cとなっておりますけれども、シールドプラグというのはこういう階段状になっておりまして、上に乗っかっているのです、普通はこのBのところには隙間があるはずはないのです。はずはないのだけれども、隙間がなければセシウムは移動できないと、こういうことになりまして、どうなのだということをいろいろ検討いたしました。

最初はレーザースキャナーでシールドプラグを測りましたところ、1F（東京電力福島第

一原子力発電所)の2号機のみが約40mm、4cm上部が下がって見えておりまして、これが原因ではないかと思ったのですけれども、日本の同類型BWR(沸騰水型原子炉)をいろいろ調べたのですけれども、島根や敦賀は全く変形がなかったのですけれども、不思議なことに1Fの5号と6号は36mmとか、20数mm下方にへこんでいるということが発見されておりますので、どうも、これをもってここにルートが事故によって形成されたというのは難しいだろうと。もしかしたら、製作時の公差かもしれないと。ただ、ここは事故調査そのものではないので、これ以上は追求はしていないのですけれども、基本的には事故とは切り離すべきだろうと。

そうすると、別にないのかというのでいろいろ考えた結果、シールドプラグの重さ、自重によって弾性変形をするのではないか。これでいろいろ計算してみましたところ、意外と中央のパーツの方が三日月の側面パーツよりも2mmぐらい余分に変形すると。わずか2mmなのですけれども、継ぎ目の全長が10mぐらいありますので、結局、開口部の総面積が100とか200cm²で、2本継ぎ目がありますので、その倍というので、かなりできるなということ、前から一つの謎であったそのルートは事故による熱変形などがなくても常に存在し得ると。

それはこの次の通しページ21ページの図5の表面を3cmぐらいの高さのところですって測った結果を見ていくと、濃い赤いところがちょうど継ぎ目のところに出ておりまして、この継ぎ目のところが高いという観測事実ともうまく合うなというところまで持ってまいりました。これが1点でございます。

もう一個は、精緻な計算の内容を今ここでは細かくは御説明しませんが、通しページの23ページ、ページナンバー21のところに、いろいろ計算した結果の、これはシールドプラグの中央パーツのセンターライン沿いにどーっとボーリングを打ちまして、そのボーリングをした結果で得られた、そこから一番近い底面の汚染密度なのですけれども、10乗のところもあれば、9乗のところもあって、やはりかなり上下しております。つまり、局所性があるかな。

それから、この継ぎ目の部分にも汚染がありますので、継ぎ目というのは縦方向ですね。したがって、もちろん、当初はやむを得ずシールドプラグ底面への一様存在で計算したわけなのですけれども、それよりはもっと一様ではなくて、やはり波打っていると、局所性があるという客観的証拠を得ましたが、これは先ほどのルートがちょうど継ぎ目であるという知見とうまく合っているとは思っております。

それから、一つ重要な点は、先ほど申し上げたように、原子炉ウエルの線量率は高くないのです。なのに、こんなに濃い付着物がシールドプラグの上の方に、上の層と真ん中の層の間にできてしまうのはなぜなのだとすると、それは何らかの蓄積効果が働かないと実現はいたしません。

それで、どうやら水蒸気と一緒に運ばれて、だんだん温度は下がってきますから、凝縮して、そして、下からどんどん追加供給されて蓄積が進んだと考えるのが合理的なのでは

ないかという仮説が出ておりまして、これはまた今後、関係者、関係学会とか何かの御批判と検証を待ちたいと思っております。

それから、先ほどのSGTSとも一体化しておりますけれども、事故後のセシウムの移動には、やはり水蒸気が相当絡んでいると考えた方がいいのではないかというのが、一つのこれも仮説的結論として導き出されております。これが1点でございます。

それから、第二章で書いてございます、委員の皆さんもご存知の1号機ペDESTALのコンクリート消失、その他の問題であります。これについては、これまでに得られた情報をまとめた時点での最新の情報をまとめ、それから、どうしたらああいう状態になるのだというのが説明できるかもしれないというモデルが3例ほど書いてございます。ただ、これはまだこれで決まりというわけではありません。まだアイデアをプロポーザルしているところでして、しかも、今後、クリティカルな情報を東京電力がこれから行う調査で集めてもらう必要があります、それをもって、また来年の次のレポートではもっと今より進んだ知見を得たいと思っております。

クリティカルな情報というのは何なのだとすると、ここの通しページ36、ページ34にございますけれども、棚みたいになっていました上のテラス状のもののサンプルを採ってくるとか、それから、ペDESTALの下の床面にかなりいわば熔融炉心の固まったものがあるはずなのですけれども、今は見えません。上に物が落ちて。この辺がどうなっているのかとか、それから、安全上気になるのは、ペDESTALの内壁、内側のコンクリートは全部なくなっているのか、入り口部分だけなのかというのはいまだ確証が得られていなくて、こうした、これは東電及びIRID（国際廃炉研究開発機構）が行う調査と、それから、また、その成果を得ながら我々がまた考えていくと、こういういわば現場と議論とのかみ合わせで進んでいくということになります。

それとはほかに、細かい案件ですけれども、幾つか前進をしております、4号機で3月15日及び16日に火災が起こったという報告がされております、なのでございますけれども、正確な発火点が分からなかったのですけれども、私どもで現地調査を重ねまして、4号機の北側の再循環ポンプMG（電動発電機）セット付近ということで、これは情報も公開されておりますから、おおむね、ほぼ大丈夫だと思いますけれども、燃えた点、発火点の確認はできたと思っております。

それから、前回のレポートで3号機の水素爆発、二つ申し上げております。一つは、有機物がガスの中にあつたかもしれないというのと、それから、二つ目が、多段階爆発というか、多段階事象説、この二つを申し上げておりましたが、前者については、格納容器内にあるものの熱分解実験をしてみました。

それで、酸素のない雰囲気だと、酸化性のない雰囲気ですと、分解はするけれども、ほとんど出ないと。ラフに言うとなんかそういうことなのですけれども、水蒸気がある程度あれば、もう既にウレタンは液体状になってしまうというぐらいのことは分かっています、今後、酸素も混ざっている状態の実験を進めますので、これはやはり有機物、特に断熱材

を中心にガスが出る可能性が大分出てきたなどは思っていますが、まだちょっと定量的議論をするには至っておりません。

それから、もう一つは、多段階爆発説の中で、どうしてトップヘッドフランジから漏れたのに、最初に火がついたのが4階なのだというのが何となく不思議だったわけですが、これは東京電力が、別途の目的だと思いますけれども、シミュレーションもしております、その結果、昨年12月20日に報告がされたのですけれども、どうやら、やはりトップヘッドフランジから水蒸気も一緒に出るものですから、水蒸気がちょうど4階ぐらいで凝縮が進んで、4階が先に爆発条件に到達すると、こういう感じの報告をしておりますのですけれども、これは報告をジャスト受けたところなので、もう少し、喜んで飛びつかずに、境界条件の設定の在り方とか、この辺を専門的に研究した上でやりたいなと思っておりますが、個人的にはうれしいのですけれども、今のところはまだニュートラルということでございます。

これ以外にもいろいろなことをやっております、順次進んでおります。

それで、今般のクールでは、特に原子力規制庁だけではなくて、大学とか、いろいろなところに、いわばもっと我々が、ファクトを取ってくるのは、これはなかなか原子力規制庁でないと難しい部分、あるいは東電でないとできない部分はあるのですけれども、それを使って皆さんに研究していただきたいと、こういう思いもありまして、順次、外部の参加者を求めていると。今般だと、先ほどのペDESTALのところ、大阪大学や東工大でしたか、がいろいろなアイデアをプロポーザルしてくれたりしてまして、やはりこうやって1Fの事故から学ぶべきものは、原子力に携わる技術の世界が最大限学ぶということに多くの方々に参加していただけるようになればなということで、その一歩を踏み出したということでございます。

以上、別の取り組み方のお話もしましたが、これらをまとめて、行政上のパブリックコメントというよりは、むしろ御意見やアイデアを頂いて、また次の調査や研究のヒントや材料を頂ければという思いが、実はそちらの方が強いのですけれども、ということで、俗称「パブリックコメント」をやらせていただきたいということでございます。

以上でございます。

○山中委員長

ありがとうございます。

東京電力福島第一原子力発電所の事故の調査・分析に係る中間取りまとめ（2023年版）の報告を頂いたのですけれども、事故調査については、安井交渉官をヘッドで、調査チームの頑張りで非常に新しい多くのデータが蓄積できたと思っておりますし、また、検討会については、原子力規制委員会、原子力規制庁だけではなくて、多くの他の機関、特に大学の先生方、あるいはメーカーの方々に参加いただいて非常に活発な議論ができましたし、様々な提案・仮説を資料として残すことができたかなと思っております。

これから意見公募を行う予定にしておりますけれども、今後も事故調査・分析について

は、より積極的に進めていきたいと考えておりますし、他機関の方々にも多く入っていただきたい。

また、内部の原子力規制委員会の委員の方も、今、私を含めて2名、杉山委員と私しか入っておりませんが、多くの委員に参加していただく。あるいは原子力規制庁についても、研究をやっている基盤グループをはじめ、いろいろなグループの特に若手の職員に参加を是非積極的にいただければなと思っております。

特に委員の参加について、今は2名に限定してはいますが、何か問題がなければ、より多くの委員に参加していただきたいのですが、特に何か事務的な問題があるとかいうことはないですよ。

○片山長官

特にそういう問題はないと思います。

○山中委員長

完全に公開した会合でございますので、委員の方にも御参加いただきたいという、委員については、参加いただくということで進めてもらえればと思っております。

何か今回の調査・分析について、あくまでもこれは調査チーム、あるいは検討会の仮説でございますし、今後、また検討を進めていく上で変更される、あるいは改良されるということも出てくるかと思っておりますけれども、何か御質問とか、御意見とかはございますでしょうか。

○田中委員

特に質問でもないのですが、ざっと今、安井交渉官の方から説明があったこの文書のところは読ませていただきました。先ほど仮説的結論とかいう言葉もあったのですが、この中では、分かったこと、分からないこと、今後の課題というようなところを明確に書かれていることは大変いいことだと思えました。

また、私自身もいろいろなRI（放射性同位元素）の移行というのは結構関心がありますので、また、セシウムやヨウ素などが事故時、あるいは事故後のどのように移動したのかとか、それがモニタリングポストの測定値や建屋内スミヤの試験との関係とか、その辺について、更に詳しく調査をやっていけば、いろいろな情報がまた得られてくるのではないかなと思って、関心を持って見ていきたいなと思っております。

○山中委員長

そのほか。

どうぞ、杉山委員。

○杉山委員

2年ぶりとはいえ、この分厚い報告書の取りまとめ、まずは、ありがとうございます。この厚さが示しているのは、いろいろな内容が詰まっているというだけではなくて、やはり活動そのものに勢いが出てきたということも表しているのかなと思っております。

この報告書自体に対するものというよりは、この活動に対するコメントなのですけれど

も、これは非常に重要で意義のある活動だと思っております。まず、東京電力の福島第一の事故に関しては、いろいろな立場の人があそこを調べたらこんなことが分かるのではないかと思っております、なかなかそれを実現するのは難しい。

けれども、原子力規制庁が、変な言い方をしますけれども、立場を利用して、東京電力の協力を得てぐいぐい踏み込んでいけるわけですね。原子力規制委員会がリードすることで、実際に廃止措置とともにどんどん事故の痕跡は失われていくと。それが失われてしまうという言い方は逆に変ですけれども、速やかに廃止措置を行いつつも、この事故に関する調査をきちんと進めていくという上では、やはり原子力規制委員会、原子力規制庁がリードしないとできない部分は多いと思いますので、そこをきちんとやっているということがすごく重要だと思ひまして、そして、先ほど安井交渉官もおっしゃったように、これが研究の場を提供しているということで、それに加わる人が、庁内に限らず、研究機関、大学にますます広がっているということはすごく意味があると思ひます。

三つ目は、このまとめた情報というのは、そのまま国際的に共有される流れができています。OECD/NEA（経済協力開発機構/原子力機関）の下でのプロジェクトを当然日本がリードして、情報を提供しているわけですね。そういう意味で、国際的な窓口・パイプも果たしているということで、この活動はすごく重要だと思ひますので、今後もよろしくお願ひいたします。

○伴委員

私も、今、杉山委員が指摘したように、原子力規制庁がイニシアチブをとっているというところが非常に重要だと思ひています。恐らく従前であれば、何か専門家を集めた会議体を作って、そこに丸投げして終わりというような、そんな感じになってしまっていたらと推測するので、それを原子力規制庁がイニシアチブをとって、ずっと継続的にやっているというところは非常に重要なのだろうと思ひます。

一つお聞きしたいのは、最後に既に幾つかの大学からいろいろな御提案を頂いているというような発言がありましたけれども、今、そういった外部の大学の先生とかとはどういう協力関係にあるのでしょうか。どういう体制の下でそういう協力をいただいているのでしょうか。

○安井長官官房原子力規制特別国際交渉官

こういうものですから、ある意味、まず、やりたいというお気持ちと、それから、やはりアカデミアなりなんんりのそれなりの研究集団という意味合いの中で、私どもが外部専門家という形で参加していただいて、実はその方お一人ではなくて、その方の後ろにサポートチームがついているような形をとられたのが大阪大学なのですけれども、多分、類似のパターンがこれから大学、ほかのところでも進むと思ひます。

それで、無限にたくさんというわけにはいかないのですけれども、やはりそういうきちんとしたエクスペリエンスがあつて、そして、意欲があるというところからお声がかかれば、これはひとつひとつ考えて、できるだけ参加していただきたいと思ひしております。

逆にお見えになっても何も言わないような方はだんだん入れ替わっていただいて、できるだけ議論が活性化される。また、その活性化された議論の場を国民の皆さん、周りの関係者の皆様に見ていただく。そして、またそこからインスピレーションを得ていただくと、こういうよい循環になればいいのではないかなと思っております。

○伴委員

ありがとうございます。

やはりやりたい人が比較的容易に参加できるような、そういう柔軟な仕組みというのをしっかり作り上げていく必要があるのではないかなと思って、結局、こういうことに参加するというのは、参加する人たちの実力の底上げを図るというのは非常に重要なのではないかなと思うのです。ですから、いろいろなところで、今、人材が足りないということが言われていますけれども、本当に大学の方の底上げを図っていただくということもあるし、先ほど山中委員長が指摘されましたけれども、原子力規制庁の若手のそういう実力をつけるという意味でも、これに興味を持っている若手職員が現在の所掌業務を多少外れてでも参加できるような、そういったことは考えた方がいいのではないかなと思います。

○山中委員長

いかがですか。

○安井長官官房原子力規制特別国際交渉官

私がお答えするのはどうかと思います。

○片山長官

実際の調査活動と人材育成というのをどう調和できるのかというのは、少し考えてみたいとは思いますが。

○石渡委員

福島第一のいろいろな御説明いただいたような現象の中に、非常に不思議なことがたくさんあると思うのです。特に私が気になっているのは、コンクリートが何か広い範囲にわたって完全になくなってしまっているとか、これはやはり先入観を余り持たずに、いろいろな方々から仮説、思いつきでもいいですから、いろいろな可能性をお聞きした上で、ひとつひとつ潰していくというような、かなり実直といいますか、余りある考えにとらわれて、それに沿ってやっていくというような研究ではなくて、いろいろな可能性を考えた上での研究が大事ななと感じました。

以上です。

○山中委員長

ありがとうございます。

○安井長官官房原子力規制特別国際交渉官

ありがとうございます。

特に実はペDESTALに限らずなのですけれども、役所は今までは、一旦言うと、それが間違いないのだといって何となくそのまましがみつしがちでしたけれども、やはりこの活

動においては、別にそういうことではなくて、いろいろなアイデアを集めて、そして、新しい情報が得られたので、もっとこう考え直したということ嫌がらずにやっていく必要があると思います。

それから、やはりシビアアクシデントというのは、今までも、ある意味、いわば学問的世界だったのが不幸にして現実になってしまったのですけれども、結局、そこで起こったことを全部できるだけ拾い上げて、本当は何が起こるのだということの知見をいわばフラットに広げていくことが私どもの責務ではないかと思っておりますので、今のことは全くそのとおりだと思います。

○山中委員長

そのほか、御質問、御意見はございますか。よろしいですか。

最後に、お話がありましたように、自由に議論できるのがこの検討会のいいところでございますので、多数、他機関の方々、あるいは庁内、委員の方々に参加していただけるような、そういう場にしていただければと思っておりますし、実際、原子炉の中に入って調査をしていただくのは調査チームでございますけれども、その得られたデータをいかに有効に使っていくかというのは、他機関の、あるいは庁内の自由な討議というのが必要になってくるかなと。仮説をおそれず提案をしていただくということが必要になってくるかなと思っております。

別紙の取りまとめ案について、科学的・技術的意見の公募、これを実施してよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山中委員長

それでは、了承されましたので、意見の公募を行っていただければと思います。よろしくお願いいたします。

以上で議題4を終了いたします。

最後の議題は「ALPS処理水の海洋放出に関するIAEA規制レビュー会合(第2回)の概要」です。

説明は、1F室(東京電力福島第一原子力発電所事故対策室)の大辻室長補佐からお願いいたします。

○大辻原子力規制部東京電力福島第一原子力発電所事故対策室室長補佐

1F室、大辻です。

それでは、資料5に沿って、ALPS処理水(多核種除去設備等処理水)の海洋放出に関するIAEA(国際原子力機関)規制レビュー会合(第2回)の概要について、御報告させていただきます。

まず「1. 趣旨」ですが、一昨年7月の日本政府と国際原子力機関との間での取り決めに基づき行うこととされました、ALPS処理水の海洋放出に関するIAEA規制レビューの第2回会合が先週実施されましたことから、その概要について、速報として御報告するもので

す。

なお、本レビューの第1回会合は昨年3月に実施され、そのIAEA報告書の概要については、昨年6月の原子力規制委員会に御報告しております。

次に、2. の会合の概要ですが、まず「(1) 実施期間」としては、先週1月16日月曜日から20日金曜日の5日間実施されました。

場所は、この原子力規制委員会内の会議室で行っております。

「(3) 参加者」ですが、IAEAレビューチームとしてはグスタボ・カルーソ調整官、他IAEA職員5名ということで、主にIAEAの原子力安全局から御来日されて、参加がありました。また、今回はIAEAの事務局長から任命された11名の各国からの専門家が全て来日されて、御参加されたという形になっております。

原子力規制委員会からの参加者ですが、まず、冒頭に山中委員長にも御挨拶いただきました。そして、伴委員、森下審議官には5日間を通して御出席いただいております。

そして、事務局ですが、1F室、国際室に加えて、海域モニタリングの関係で監視情報課、使用前検査の関係で専門検査部門も参加されました。そして、海域モニタリングの関係で環境省からの御参加もいただいております。

次に「(4) 会合の内容」ですが、まず、前回、昨年3月のレビュー会合からの進捗として、ALPS処理水の海洋放出に関する実施計画の変更認可申請に係る審査・確認及び実施計画検査における進捗、そして、第1回会合の際にIAEAから推奨された事項に対する回答について、原子力規制委員会から説明をして、IAEA安全基準に照らした確認が行われるとともに、意見交換を行いました。

少し補足をさせていただきますと、説明した前回からの主な進捗としては、昨年7月の海洋放出設備の設置に関する認可、そして、昨年11月に申請のあった運用時等に関する実施計画の審査状況、そして、ちょうど先週1月16日から開始されました使用前検査の内容等があります。

そして、前回推奨された事項の主なものとして、認可における規制側の判断基準、東京電力に課する運転条件などを文書化することというような推奨事項がありましたので、昨年7月認可時の審査書、そして、認可した実施計画などについて説明を行っております。

資料の方に戻りまして、会合の議題構成としては、第1回会合に引き続き、同じ構成となりました。具体的にはここに列挙しているとおりでありますが、政府の責任と役割、放出の規制に関する主な考え方、規制のプロセス、放射線環境影響評価、ソースモニタリング及び環境モニタリング、外部とのコミュニケーションという形になっております。

2ページに進んでいただきまして、また、先週の火曜日、1月17日にはIAEAレビューチームの5名が福島第一原子力発電所を訪問して、原子力規制庁が実施した使用前検査に立ち会うとともに、ALPS処理水海洋放出関連設備の設置状況を視察されております。

最後に、今後の予定ですが、IAEAの事後プレスリリースでも書かれておりますとおり、今回の会合の議論で得られた所見を基に、3か月程度で報告書にまとめるとの方針がIAEA

レビューチームから示されております。

少し補足させていただきますと、現時点で今回のミッションの結論が示されているわけではなく、3か月程度でまとめられる報告書に記載されると理解していますが、IAEAのレビュー会合後の事後プレスリリースの中では、原子力規制委員会は、ALPS処理水の放出に係る規制の内容がどのようにIAEA安全基準に整合しているのか、詳細な証拠を用意したということ、また、使用前検査に立ち会ったところ、原子力規制委員会は、海洋放出に対して、その安全上の重要性に応じた適切な検査計画を実行しているというようなコメントを頂いております。

私からの報告は以上です。

○山中委員長

ありがとうございます。

それでは、御質問、御意見等はございますか。いかがでしょう。

○伴委員

補足をしますと、今回、2回目のレビューということで、向こうも事実関係としてはしっかり把握していて、それから、我々も事前に要求された資料等は全て提出していたのですが、ただ、実際に来て話をすると、それはどこに書かれているのかとか、もっと何か参考になる資料はないのかとか、様々なリクエストがレビューチームの方から寄せられて、そのたびに大辻室長補佐をはじめ、関係者が夜遅くまで残って資料を用意して、翌日、また説明するというようなことが繰り返されました。

その結果、少なくとも何か誤解があったりとか、よく理解されていないというようなことはなくなったと思います。引き続きまだこちらから提出を約束している資料がありますので、そういったものは用意することになりますけれども、しっかりした議論ができたのではないかと考えています。

○山中委員長

使用前検査の様子も現場でIAEAのメンバーの方に見ていただいたかと思うのですが、特に何か使用前検査について、具体的なコメントみたいなものはございましたか。

○大辻原子力規制部東京電力福島第一原子力発電所事故対策室室長補佐

1F室の大辻です。

実際に1Fに行かれて使用前検査に立ち会われた各国の専門家の1人の方からは、その後の会合の中で、実際、ALPS処理水の海洋放出設備に対して、適切な内容の検査を行っているということは十分に理解できたというようなコメントは、会合の中でも御発言がありました。

○山中委員長

ありがとうございます。

私の伺っている範囲によると、数名の方、5名程度ですか、実際に見ていただいたということをお聞かせております。

先週1週間にわたっていろいろ議論をしていただいて、今後、3か月後ぐらいに報告書が出るということですよ。

そのほかはいかがでしょう。よろしいですか。

それでは、本件は、報告を受けたということで終了いたします。

議題5を終了いたします。ありがとうございます。

本日予定していた議題は以上となりますが、そのほかになにかございますでしょうか。

○奥原子力規制部審査グループ実用炉審査部門企画調査官

実用炉審査部門の奥でございます。

お配りしております配布資料に基づいて、1件御説明させていただきます。

昨年12月21日の原子力規制委員会において決定いただきました、高浜発電所1号及び2号の使用済燃料ピット用中性子吸収体の廃止等に係る設置変更許可の審査書及び原子力規制委員会資料につきまして、大変申し訳ございません。記載内容に誤記がございました。

資料にあります2.の「正誤表」の方に枠つきの記載として記載をしてございますけれども、別紙4の添付、審査書の修正案におきまして、本来、設置許可基準規則第54条等第2項の規制要求内容を記載するべきところを、第54条等第1項の規制要求内容を記載してございましたので、修正をたく考えてございます。審査書の誤記はこの1か所のみとなります。

このほか、12月21日の原子力規制委員会資料の参考資料1、意見募集を踏まえての修正箇所、見え消し版の資料におきまして、審査書に誤記がありました。同じ文の後半になりますけれども、枠づけをしました箇所が該当しますが、1か所余計な記載が入ってございましたので、これを削除したく考えてございます。

2ページ、3ページ目にはこれらの修正を反映した資料をつけさせていただいております。

1ページ目の1.の末尾に戻らせていただきます。

これらの誤りの内容は、審査に関する規制要求の内容を説明する記載中の明確な誤記でありまして、審査の結果には影響がないものと考えてございます。これらの誤りは、いずれも昨年末の意見募集で頂きました御意見を踏まえて、審査書案を修正する作業を行う過程において発生したことを確認してございまして、今後、同様の誤りを生じることがないよう、確認をしまいたいと考えてございます。

本件につきましては、御了承いただけましたら、修正する手続を取ることとしたく考えてございます。

説明は以上でございます。

○山中委員長

御質問、御意見はございますか。よろしいですか。

今後の手続というのは、今後の手続はどのような手続になるのですか。

○奥原子力規制部審査グループ実用炉審査部門企画調査官

大きく二つございまして、一つは、審査書の修正決裁をさせていただきたく考えてございます。あとは、原子力規制委員会資料に誤りがございましたので、資料の差し替えをさせていただければと考えてございます。

以上でございます。

○山中委員長

これは長官決裁ですか。

○奥原子力規制部審査グループ実用炉審査部門企画調査官

これは原子力規制委員会として決定していただいておりますので、委員長までの決裁ということになります。

○山中委員長

もう一度原子力規制委員会に諮るということはないわけですね。

○奥原子力規制部審査グループ実用炉審査部門企画調査官

はい。決裁の手続のみとして進めさせていただければと考えてございます。

○山中委員長

分かりました。

委員の方、何か御質問、御意見はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、本件はこれで終了したいと思います。

そのほかに委員の方から何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本日の原子力規制委員会はこれで終了したいと思います。どうもありがとうございました。